

## ベースアップ評価料(Ⅰ) (令和7年4月より)

外来医療又は在宅医療を実施している医療機関(医科)において、勤務する看護職員、薬剤師その他医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価加算を算定いたします。

- ・初診料(1日につき1回) (6点)
- ・再診料(1日につき1回) (2点)

①外来医療または在宅医療を実施している保険医療機関です。

②主として医療に従事する職員が勤務しています。対象職員は下記の通りです。

当クリニックでの対象職員

看護師 准看護師 放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士

③当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く)の改善(定期昇給によるものを除く)を実施いたします。

④③について当該評価料は対象職員において賃金の改善の対象項目を特定して行います。

なお、当該評価料によって賃金の改善を実施する項目以外の賃金項目の水準を低下させません。

⑤令和6年の対象職員の基本給等を令和5年度と比較して2.5%以上引き上げ、令和7年度に対象職員の基本給等を令和5年度と比較して4.5%以上引き上げた場合については、40歳未満の勤務医及び事務職員等の賃金の改善を実績に含めることができます。

⑥「賃金改善計画書」及び「賃金改善実施報告書」を作成し、定期的に地方厚生(支)局長に報告します。